

今後の社会保障改革の実施について

〔平成 28 年 12 月 22 日
社会保障制度改革推進本部決定〕

「医療保険制度改革骨子」(平成 27 年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部決定。以下「改革骨子」という。)における制度改革の実施については、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 85 号)等に基づき平成 31 年 10 月に消費税率が引き上げられることを踏まえ、以下の方針により、引き続き着実に進めていくこととする。

(1) 国民健康保険への財政支援の拡充については、改革骨子の考え方に沿って国保改革を着実に実施していくため、後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を含めた社会保障の充実財源の中で、下記のとおり対応する。

- ① 平成 30 年度以降、国保改革(都道府県単位化)と併せて実施される保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約 1,700 億円を確保する。このため、平成 32 年度に消費税込(国分)が満年度化することも踏まえ、平成 30 年度及び平成 31 年度において、財政安定化基金の一部を活用する。
- ② 平成 29 年度予算においては、都道府県が保険料の激変緩和を目的として市町村に資金を交付するための約 300 億円及び上記①による活用も念頭に置いた約 500 億円を別途財政安定化基金の積立てに措置する。
- ③ 上記②による積立分を除く財政安定化基金については、平成 29 年度はこれまでの積立分と合わせて 1,700 億円規模を確保し、平成 32 年度末までに、新制度の運営状況を踏まえながら、速やかに必要な積増しを行い、2,000 億円規模を確保する。

(2) 後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)に関し、(参考)〈医療制度改革〉の(3)のとおり、所得割の軽減特例及び元被扶養者に対する軽減特例について、平成 29 年度から段階的に本則に戻す。均等割の軽減特例の見直しについては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとする。また、元被扶養者に対する所得割については、賦課開始時期を引き続き検討する。

なお、今後とも、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進していく。

(参考) 平成 29 年度予算編成に当たっての財務大臣・厚生労働大臣合意の別紙

<医療制度改革>

(1) 高額療養費制度の見直し

① 現役並み所得者

- 一 外来上限特例の上限額を 44,400 円から 57,600 円に引き上げる。

【平成 29 年 8 月施行】

- 一 外来上限特例を撤廃した上で、所得区分を下記の通り細分化して負担上限額を引き上げる【平成 30 年 8 月施行】

年収約 1,160 万円～

$252,600 \text{ 円} + (\text{医療費} - 842,000 \text{ 円}) \times 1\% < 140,100 \text{ 円} >$

年収約 770～1,160 万円

$167,400 \text{ 円} + (\text{医療費} - 558,000 \text{ 円}) \times 1\% < 93,000 \text{ 円} >$

年収約 370～770 万円

$80,100 \text{ 円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\% < 44,400 \text{ 円} >$

(注) <>内は多数回該当の場合

② 一般所得

- 一 負担上限額を 44,400 円から 57,600 円に引き上げ、多数回該当(44,400 円)を設ける。【平成 29 年 8 月施行】

- 一 外来上限特例の上限額について 12,000 円から 14,000 円に引き上げ、あわせて、144,000 円の年間上限を設ける。【平成 29 年 8 月施行】

- ・ 外来上限特例の上限額について 14,000 円から 18,000 円に引き上げる。【平成 30 年 8 月施行】

(2) 高額医療・高額介護合算療養費制度の見直し

- 一 現役並み所得区分の負担上限額について、下記の通り細分化したうえで上限額を引上げる。【平成 30 年 8 月施行】

・ 年収約 1,160 万円～ 212 万円

・ 年収約 770～1,160 万円 141 万円

・ 年収約 370～770 万円 67 万円 (据え置き)

(3) 後期高齢者の保険料軽減特例の見直し

- ー 所得割の軽減特例及び元被扶養者に対する軽減特例について、下記の通り段階的に本則に戻す。なお、均等割の軽減特例の見直しは、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施する。また、元被扶養者に対する所得割については、賦課開始時期を引き続き検討する。
 - ・ 所得割の軽減特例を2割軽減、元被扶養者に対する均等割の軽減特例を7割軽減とする。【平成29年4月施行】
 - ・ 所得割の軽減特例を廃止し、元被扶養者に対する均等割の軽減特例を5割軽減とする。【平成30年4月施行】
 - ・ 元被扶養者に対する均等割の軽減特例を廃止する。【平成31年4月施行】

(4) 入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直し

- ー 65歳以上の医療療養病床に入院する患者（医療区分Ⅰ）に係る光熱水費相当額について、日額320円から370円に引き上げる。【平成29年10月施行】
- ー 65歳以上の医療療養病床に入院する患者（医療区分ⅡⅢ）について、光熱水費相当額として平成29年10月から日額200円、平成30年4月から日額370円の負担を求める（難病患者を除く）。

(5) 金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担の在り方

- ー マイナンバーの導入等の正確な金融資産の把握に向けた取組みを踏まえつつ、引き続き医療保険制度における負担への反映方法について関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。【平成30年度末まで】

(6) かかりつけ医の普及の観点からの外来時の定額負担

- ー かかりつけ医の普及に向けて、まずは病院・診療所間の機能分化の観点から、医療保険財政の持続可能性の観点等を踏まえつつ、病院への外来受診時の定額負担に関し、現行の選定療養による定額負

担の対象の見直しを含め、関係審議会等において具体的な検討を進め、結論を得る。【平成 29 年末まで】

- － かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担の導入を含め、かかりつけ医の普及を進める方策や外来時の定額負担の在り方について、関係審議会等においてさらに検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。【平成 30 年度末まで】

(7) 市販品類似薬に係る保険給付の見直し

- － 薬剤自己負担の引上げについて、市販品と医療用医薬品との間の価格のバランス、医薬品の適正使用の促進等の観点を踏まえつつ、対象範囲を含め幅広い観点から引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。【平成 30 年度末まで】

(8) 高額薬剤への対応

- － オプジーボについて、市場が大幅に拡大した状況を踏まえ、薬価を 50%引き下げる。【平成 29 年 2 月施行】

<介護制度改革>

(1) 高額介護サービス費制度の見直し

- － 一般区分の月額上限を 37,200 円から 44,400 円に引き上げる。【平成 29 年 8 月施行】
- － 1 割負担の被保険者のみの世帯については、平成 32 年 7 月末までの時限措置として、446,400 円 (37,200 円×12) の年間上限を設定する。

(2) 介護保険における利用者負担割合の見直し

- － 所得水準が現役世代並みと認められる個人について、利用者負担割合を 3 割に引き上げる。【平成 30 年 8 月施行】

(3) 介護納付金の総報酬割の導入

- 一 被用者保険における介護納付金について、現行の加入者割から総報酬割へ段階的に移行する【平成29年度から段階施行※（平成29年度・平成30年度1/2導入、平成31年度3/4導入、平成32年度全面導入）】。

※平成29年8月分の介護納付金から適用（平成29年度分については介護納付金のうちの8/12について導入）

- 一 平成31年度末までの時限措置として、総報酬割の導入による負担の増加が特に大きい保険者に対する支援策（年度ごとに被保険者一人当たりの介護納付金の額に上限を設け、その超過分を全ての被用者保険者間で加入者割により再按分して負担※）を導入する。

※各年度の予算で定める範囲内（平成29年度は国費90億円程度）で、一定の被用者保険者に対し、再按分による負担の増加分の全部又は一部を国庫補助

(4) 生活援助サービスその他の給付の見直し

- 一 生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和及びそれに応じた報酬の設定を行う。【平成30年度介護報酬改定】
- 一 通所介護などその他の給付の適正化を検討する。【平成30年度介護報酬改定】
- 一 軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行について、介護予防訪問介護等の移行状況等を踏まえつつ、引き続き検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。【平成31年度末まで】

(5) 福祉用具貸与の見直し

- 一 国が商品ごとに全国平均貸与価格を公表する。【平成30年10月施行】
- 一 福祉用具貸与業者に対し、貸与商品の全国平均貸与価格と当該福祉用具貸与業者における貸与価格の両方の利用者への説明及び機能や価格帯の異なる複数の商品の提示を義務付ける。【平成30年10月施行（複数の商品の提示の義務付けは平成30年4月施行）】
- 一 商品ごとに「全国平均貸与価格＋1標準偏差」を貸与価格の上限として設定する。【平成30年10月施行】

(6) 保険者機能の強化

- ー 保険者による自立支援、重度化防止等に向けた取組を推進するための財政的インセンティブの付与の在り方について、要介護状態の維持・改善の度合い、年齢調整後の一人当たり介護給付費の水準等の具体的かつ客観的な成果指標を活用することも含め、平成30年度予算編成過程で検討する。【平成30年4月施行】